

# 消費生活のお話

〈他人事じやない!? 怖～いトラブル〉

生活環境課 (内線172)

## 美容医療サービスを受ける前に 気を付けること

美容医療サービスとは、医師による医療のうち、もっぱら美容の目的として行われるもので、主な施術として医療脱毛、脂肪吸引、審美歯科などがあります。

美容医療サービスに関する相談では、クリニックのウェブサイトの広告などが受診のきっかけとなるケースが多くみられます。そのため、美容医療のウェブ広告についても規制の対象となりました。規制内容は、自分にも同様の効果があると勘違いするおそれのある「治療の内容や効果に関する体験談」や治療などの主なリスクや副作用などの詳細な説明がない「誤認されるおそれのあるビフォーアフター写真など」の広告は禁止されました。

禁止された広告を掲載しているクリニックは利用しないようにしましょう。規制に沿った広告をしているクリニックだとしても広告だけで判断するのではなく、複数の医療機関やさまざまな情報媒体から広く情報を収集し、リスクも踏まえた上で施術を受けるかどうか判断しましょう。

### 消費生活相談窓口

場所 市役所1階 生活環境課

日時 月～金曜日・午前9時～午後4時(予約優先) 祝日除く

※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

## 考え方！ ゴミの 減量化・資源化

環境センター ☎⑤3325

### 資源物を出す時の“お願い”

#### ○出す時間を守ろう！

▷ 決められた収集日の当日、朝8時30分までに出す。

※前日から出ていると、持ち去りや散らかりの原因となります。

遅れて出されると、回収できません。



燃えるごみの帽子が  
繊維類に混ざっている

#### ○分別をしっかりしよう！

▷ 「ペットボトル」は、中を洗って空にして、ふたを取る。

▷ 「缶類」は、中を洗って空にする。

▷ 「びん類」は、中を洗って空にして、種類ごとに分別する。

※中を洗っていないと、蜂などが容器に群がり、職員が刺されることがあります。

▷ 「紙類」は、①新聞・チラシ ②段ボール ③牛乳パック ④雑誌・本 ⑤雑紙の種類ごとに縛る。

▷ 「繊維類」は、洗濯し、たたんで、雨などに濡れないようビニール袋に入れる。

「ふとん、毛布、じゅうたん、カーテン、帽子、靴下、ストッキング、ネクタイ、ぬいぐるみ、汚れた布」は、燃えるごみで出す。